

## 中小企業信用保険法第2条第5項第6号による認定について (破綻金融機関等)

### ● 認定基準

次の各号を満たす方は「文京区長」の認定が受けられます。

- (1) 中小企業者であり、東京信用保証協会の定める「保証対象業種」であること。
- (2) 同一事業を1年以上営んでいること。
- (3) 法人の場合、文京区に本店登記があること  
個人の場合、文京区に事業の本拠があること  
※法人の場合、実際の事業所の所在地が文京区外であっても、本店登記が文京区内にあれば、認定申請先は文京区長となります。
- (4) 破綻金融機関等(※)と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること。

※「破綻金融機関等」とは

- ① 破綻金融機関・・・「預金保険法」第2条第4項
- ② 被管理金融機関・・・「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第2条第5項
- ③ 承継銀行・・・・・・・・・・・・・ 〃 第2条第7項
- ④ 特別公的管理銀行・・・・・・・・・ 〃 第2条第8項

(具体的な金融機関名は、別紙をご覧ください。)

### ● 認定による効果

東京信用保証協会の**経営安定関連保証**を利用することができます。

※ 一般保証制度に比べ、信用保証料の料率が低い分、負担が少なくなります。

### ● 必要書類

	書類名	必要部数	備考
①	認定申請書	2	2部とも実印での押印が必要です。
②	①の金融取引を証明できる書類	1	残高証明書、借入証書、借入償還表等、申請時の貸付残高及び取引の開始、終了期間の確認できる書類(原本をお持ちください。)
③	法人登記簿謄本(法人の場合)	1	原本で、発行後3か月以内のもの
④	直近事業年度の確定申告書または法人税申告書及び決算書の写し	1	原本(税務署の受領印のあるもの:電子申告の場合は受信通知も必要です)
⑤	許認可証の写し	1	許認可が必要な業種の場合のみ必要

## ● 認定を受けることにより利用できる融資制度

### ① 文京区の融資あっせん

**緊急事業資金**（不況業種等向け） 限度額：1,000万円（注）、実質利率：0.2%以下

※ 事業所が区外にある場合は、区の制度融資あっせんを受けることはできません。

注：代表者（法人、個人とも）が文京区民の場合は、1,200万円までとなります。

または、

### ② 東京都の融資あっせん

制度によって貸付限度額が特例となる場合がありますので、

詳細は**東京都産業労働局金融部金融課金融係**（TEL 5 3 2 0 - 4 8 7 7）にご相談下さい。

## ● 文京区の「緊急事業資金」の申込みを希望される場合

「緊急事業資金」を申し込むには、上記中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による文京区長の認定を受けていることかつ、文京区で引き続き1年以上事業を営んでいることが前提となります。認定申請と融資あっせん申込みは同時に行えます。ただし、**緊急事業資金のお申込は本人が行ってください。**

融資あっせん申込みのための必要書類につきましては、パンフレット「**文京区中小企業向け融資あっせん制度のご案内**」をご覧ください。なお、次の書類は不況業種の認定申請に必要な書類と重なりますので、認定申請と融資あっせん申込みを同時に行う場合は、1部ずつで結構です。

- ・ 法人登記簿謄本（法人の場合）
- ・ 直近事業年度の確定申告書及び決算書の写し
- ・ 許認可の必要な業種は、「許認可証」の写し

## ● 認定申請書の提出先

経営相談室（東京商工会議所文京支部 文京シビックセンター地下2階）

受付時間：月曜日から金曜日 午前9時半～午後4時半

## ● お問い合わせ先

文京区役所経済課産業振興係 TEL 5 8 0 3 - 1 1 7 3

（文京シビックセンター地下2階）

## ※中堅事業者の認定について

中堅事業者（資本金5億円未満で、中小企業信用保険法による「中小企業者」に該当しない企業）で、破綻金融機関等の金融取引がある等の要件を満たせば、東京都の認定を受けることにより、東京信用保証協会の特別保証制度を利用することができます。

詳細は**東京都産業労働局金融部金融課金融係**（TEL 5 3 2 0 - 4 8 7 7）にご相談下さい。